

【基本方針】

少子高齢社会のなか、地域で様々な困難に直面した場合における支え合い活動「地域共生社会」の実現に向け、小地域福祉活動やボランティア活動、住民参加型活動などの取り組みが必要となっています。

これらの取り組みは社協の役割そのもので、多様化、深刻化する生活課題・地域課題の解決を図るため、一人でも多くの地域の皆さまの理解と協力を得ながら、「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域づくり」を目指します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、今後も基本的な感染防止対策を徹底・継続しつつ地域福祉活動の推進を図ります。

【重点目標】

1. 生活に困窮する世帯への支援を行います

コロナ禍における様々な要因により、所得の減少や失業等のため生活に困窮する世帯に対し、関係機関と連携を図りながら世帯の自立に向け、生活支援や就労支援を行います。

2. 事業継続計画（BCP）の策定

リスクマネジメント強化のため、感染症や地震・台風などの自然災害、事件事故など人的災害が発生した際、事業に関わる被害を最小限にとどめ速やかな復旧と事業が存続できる体制を整えるための事業継続計画策定に取り組みます。

※ BCPとは、災害等が起きた際、通常通りに業務を実施することが難しい場合において、優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方針、体制、手順等を示した計画です

【法人運営・管理】

1. 総務部門

(1) 法令遵守

- ・各種法令、社会的規範を遵守し、組織の体制強化や透明性の確保のため、諸規程等の整備を進めます
- ・法人全体のBCP（事業継続計画）の作成に向けた取り組みをはじめます

(2) 理事会・評議員会の開催

- ・新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、会議を適宜開催します

(3) 苦情解決体制の強化

- ・ 苦情、要望に対し適切な対応ができるよう担当者のスキルアップを図ります

(4) 広報・啓発活動

① 社協広報紙

- ・ 社会福祉協議会の取り組みや活動を広く伝えるため、見やすい紙面づくりに努めます

② ホームページ・SNS

- ・ ホームページやツイッターを活用し、最新の情報を発信していきます

(5) 会員増強運動の実施

- ・ 会費の使途を明確にし、住民の理解と協力のもと目標額の達成に努めます

(6) 支部社協

- ・ 小地域福祉活動の実践に向け、支部長連絡会を定期的に行い、情報の提供及び情報交換を行います

2. 労務管理部門

(1) 職員研修

- ・ 業務上必要な知識や技術の習得、職員のスキルアップを図る機会として、オンラインでの研修なども利用し積極的な参加を促します
- ・ 今後起こりうる広域的・同時多発的な災害に備え、全職員ほか関係機関・団体等を対象に、「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（通称 IVOS）」を活用した災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施します

(2) 職員の健康管理の実施

- ・ 職員の心身の不調の未然防止と職場環境の改善を図るため、全職員を対象として健康診断やストレスチェックを実施します

3. 指定管理者制度に基づく施設の管理・運営

(1) 利用する方の立場に立った利用しやすい施設運営に努めます

- ① 下妻市福祉センター「砂沼荘」
- ② 下妻市福祉センター「シルピア」
- ③ 下妻市中心身障害者福祉センター「ひばりの」

4. 災害・緊急支援事業

(1) 災害・緊急支援事業

- ・ 対象者に対して適切な支援を迅速に行います

5. 共同募金運動への連携

(1) 下妻市共同募金委員会との連携

- ・ 共同募金会が行う事業、運動に協力し地域福祉の推進を図ります

【地域福祉事業】

1. 相談支援・権利擁護部門

(1) 心配ごと相談事業（市受託事業）

- ・日常生活における各種の問題に対し、弁護士と心配ごと相談員による相談支援を行います

(2) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

- ・コロナ特例貸付の償還非免除者や猶予希望者からの相談に適切に対応するため、関係機関と連携しフォローアップ支援の体制づくりに努めます
- ・教育支援資金に関する相談が増加しているため、関係する奨学金、免除制度等への理解を深めます

(3) 小口資金貸付事業（自主事業）

- ・貸付後も定期的な状況確認を行い、関係性を保ちながら継続した支援に努めます
- ・滞納が常態化している世帯に対し、返済計画の見直しや必要な支援の提案を行います

(4) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

- ・利用者の増加に伴い、生活支援員の増員を図ります
- ・成年後見事業と連携し、利用者の更なる権利擁護支援に努めます

(5) 成年後見制度事業【拡充】

- ・成年後見サポートセンターを設置し、適切な後見人等候補者が選出されるよう調整を行う「受任者調整」、社協が法人として後見業務を行う「法人後見事業」を行い、認知症や知的、精神障害等の理由で判断能力の不十分の方が財産管理や契約等で不利益を被ることのないよう権利擁護支援に努めます。

(6) 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

- ・コロナ特例貸付の償還非免除者や猶予希望者等、引き続き生活に困窮する世帯からの相談に応じ、関係機関と連携し自立に向けた支援を行います
- ・早期に一般就労することが難しい方を対象に、地域に根差した就労体験の機会を作ります

(7) 学習支援事業（市受託事業）

① 寺子屋（対象：小学校1年生～中学校3年生）

- ・誰もが利用しやすい事業となるよう、会場の増設や移動手段の確保等に取り組みます

② にこにこ学習塾（対象：中学校1年生～3年生）

- ・学習支援に食の支援を取り入れ、アットホームな居場所づくりに努めます

(8) 無料職業紹介事業（新規）

- ・年齢や心身の状況等により就労先が見つからず生活に困窮する方を対象に、地域の事業所等にご協力をいただきながら、就労につながるよう支援します

(9) 緊急生活援助事業（新規）

- ・何らかの理由で住居を失い、緊急的な支援が必要な方に対し宿泊施設や食糧等を無償で提供し、他制度利用までのつなぎとして生活を支えます

2. 地域福祉活動推進部門

(1)ファミリーサポートセンター事業（うえるきっず含む）（市受託事業）

- ・事業のPRや協力会員養成講座等を実施し、協力会員及び利用会員の増員を図ります
- ・利用会員が利用しやすく、また、協力会員が活動しやすい環境づくりに努めます

(2)地域子育て支援事業【拡充】

- ・関係機関等と連携しながら子育て世帯の悩み事や相談事を受付け、子育てしやすい環境づくりに努めます
- ・福祉課題や地域課題解決に向けたイベントの開催や情報提供を子育て関連団体と協働・連携し行います
- ・様々な理由により支援を必要とする子育て世帯に対し、生活応援セット（旧にこにこ294セット）の配布を行います。また、SNS等を活用した情報発信や、対象者の把握方法などの見直しを図ります

(3)乳幼児発達相談事業（ポータージ発達相談）（一部市受託事業）

- ・生活に必要な習慣をお子さんに身に付けてもらうため、月5回の個別相談と週1回の集団指導を通じ、相談員が一人ひとりのお子さんに即した接し方を保護者に助言します

(4)在宅福祉サービスセンター事業（あおぞらサービス）（市受託事業）

- ・相互援助事業の目的に即したサービスの運営を目指し、事業内容の周知を継続的に行い、協力会員・利用会員それぞれが活動しやすく、また利用しやすいサービスとなるよう努めます
- ・協力会員の増員を図るため研修会や交流会を開催します

(5)高齢者見守り事業

- ・ひとり暮らし高齢者の方を対象に、心のふれあいを目的とし季節感のある絵手紙や民生委員児童委員連絡協議会の協力のもと大判のカレンダーをお届けします

(6)ささえあい推進事業【拡充】

- ・地域住民が気軽に集えるサロン等の場づくりを支援し、誰もが参加できるような環境を整えます
- ・地域の活動団体が主体となって実施する様々な活動を支援し、住民が主体的に取り組むささえあい活動を推進します
- ・住民が主体的に活動できるよう、助成金を交付し支援します

(7)小地域福祉活動推進事業

- ・関係機関と連携し、地域の防災意識の向上とつながり作りを進めます

3. 助成事業

(1)地域福祉助成事業（赤い羽根共同募金地域福祉助成事業）

- ・地域住民や団体等が主体的に取り組む地域福祉活動を、赤い羽根共同募金を活用し財源面から支援することで協働のまちづくりを推進します

(2)地域福祉活動支援事業（赤い羽根共同募金地域福祉活動支援事業）

- ・住民同士が参加・協力して取り組む住みよいまちづくり事業を継続的に行う団体並びに当事者団体活動を、赤い羽根共同募金を活用し財源面から支援します

【ボランティアセンター事業】

1. ボランティア活動事業

(1)相談・登録・広報啓発【拡充】

- ・多様なボランティア活動のコーディネートを図るため、ボランティアセンターの機能を強化し、ボランティアの振興に努めます
- ・ボランティア活動に興味・関心を持ってもらえるよう、SNS を活用しながらわかりやすいボランティア活動の情報発信に努めます

(2)ボランティア活動助成事業

- ・ボランティア団体及び市内小中学校へ助成金を交付し活動を支援します
- ・ボランティア活動保険の加入に際し、保険料を一部助成します

(3)ボランティア育成事業

- ・地域活動に貢献していただけるボランティアの育成を図るため、地域課題やその改善に関心をもってもらえるような講座の開催に努めます

2. 福祉教育支援事業

- ・学校や地域において「ともに生きるちから」を育む福祉教育の広報・啓発に努めます
- ・福祉教育支援ボランティアの増員と育成強化を図ります

3. 善意銀行

(1)善意銀行

- ・古切手や善意の金品の預託など、身近なボランティア活動への参加を広めます

(2)フードバンク事業【拡充】

- ・関係機関と連携しながら、食糧支援を通じて支援を必要とする世帯等の生活の安定・自立促進を図ります
- ・市内で活動している多様な団体や企業との連携に努め、貧困防止・フードロス削減に向けた活動に取り組めます
- ・フードバンクに関する情報をわかりやすく定期的に発信し、寄付者と利用者が活用しやすい環境を整えます

4. 災害ボランティアセンター事業

- ・市内の関係機関や団体等と発災時に連携・協働できる関係づくりに努めます
- ・県災害ボランティア登録制度を活用し、発災時に活動していただける災害ボランティアを募ります
- ・平時より市民に対し災害ボランティアセンターの周知に努めます

【介護保険等事業】

1. 居宅介護支援事業・介護予防ケアマネジメント事業

- ・感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスが継続的に提供できるよう計画の策定を行います
- ・積極的な研修参加によりスキルアップを目指します

2. 訪問介護事業・介護予防訪問介護相当サービス事業

- ・人材確保により事業体制の安定化を図ります
- ・事業継続のための取り組みとして、職員の連携を基にサービスの平準化を推進します
- ・知識、技術の向上を図るため積極的な研修参加と参加の機会を確保するための環境を整えます

3. 地域密着型通所介護事業・介護予防通所介護相当サービス事業

- ・事業継続の計画により稼働率の安定を目指し運営の安定化に努めます
- ・利用者本位の支援を基本とした連携強化や個々の資質向上を図りチームケアの質の向上を目指します

【障害者自立支援等事業】

1. 居宅介護事業

- ・相談支援専門員など関係機関との連携を密にサービスの提供に努めます
- ・同行援護事業の取り組みについて継続して検討します

2. 重度訪問介護事業

- ・専門的な対応を求められる支援であるため研修参加による知識や技術力の向上を図ります

3. 行動援護事業

- ・障害に関する理解を深めコミュニケーション能力を高めます

4. 生活介護事業

(ケアセンター)

- ・利用者個々のニーズに合わせたサービスを目指し利用者の受入れ拡大を図ります(ひばりの)
- ・個別支援計画に基づき利用者一人ひとりのニーズにあったサービスの提供に努め、計画的にモニタリングを実施していきます

- ・利用者が安心して通所し、安定した生活ができるよう様々な楽しみを提供し、個々に応じた創作的活動や、作業活動の機会を提供し支援内容の工夫に努めます

5. 相談支援事業(地域移行支援)

- ・地域生活へ移行するための支援が必要な方に、スムーズに地域移行ができるよう対応します

6. 障害者日中一時支援事業

- ・利用ニーズに応じ受け入れを継続実施していきます
- ・安心して利用できるよう保護者との連携を図り、日中一時支援の提供をしていきます

【砂沼荘運営事業】

1. 施設の利用拡大と各種講座等による健康増進

- ・利用者の健康増進に繋がるような多種多様な講座を積極的に開催します
- ・各種講座やイベントの企画、ニュースポーツなどを導入し利用の拡大を図ります

2. 福祉サービスの充実

- ・誰もが気軽に砂沼荘に立ち寄り、楽しい日々を過ごしていただけるよう福祉サービスの向上発展を目指します
- ・だれでも気軽に立ち寄れる施設にします